

ベトナムにおける酒類ライセンスについて

◆酒類の取扱いに必要なライセンス

『 事業ライセンス 』

事業を行うまでの基本的なライセンス。

取扱う商品（ここでは酒類）のHSコードの登録が必要。

『 MOIT（商工省）が発行する酒類ライセンス 』

酒類の輸入ならびに卸店・消費者への販売が可能。

当該企業が支店を持つ販売都市や地域を指定することが出来る。

『 DOIT（地方人民委員会 商工局）が発行する酒類ライセンス 』

酒類の小売店・レストランへの販売が可能。

申請した都市または省でのみ販売が可能で、複数の都市をまたいで販売は出来ない。

◆問題点

MOITとDOIT、両ライセンスを同一法人が取得することは法律で許されていない。つまり「輸入」と「小売店・レストランへの販売」を同一法人が行うことはできない。2年ほど前まではMOITのライセンスで輸入ならびに卸小売への販売は可能であったが、現在は上記のスキームに変更となっている。2年前までにMOITのライセンスを取得した企業は、この数年でそのライセンスが更新され、小売店への販売は不可となる見込み。

従って、MOITライセンスを持つ輸入業者が小売店・レストランへ販売するためには2つの選択肢。

① 間接販売・・・卸店を経由する。しかし

- 小売店・レストランは仕入先を行政当局に登録しなければならないため、登録されている卸店への販売となる

② 直接販売・・・DOITライセンスを取得する。しかし

- 別法人を設立しなければならない
- 時間と多額の費用がかかる

また、DOITライセンス無しでも、小売店と委託販売契約を締結することによって、消費者への販売という形がとれるが、万引きが非常に多いため、現実的な選択肢とはなりえない。